

# 生活 パイロット

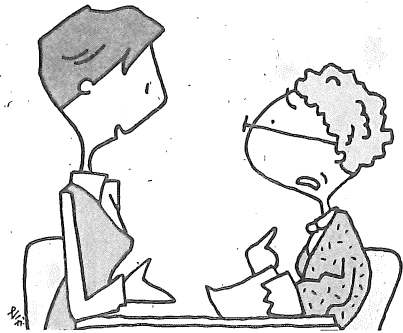
アイネスをはじめ、  
県内の市や町にある消  
費生活相談の窓口には

全て「消費生活相談員」財団法人日本産業協会  
が配置されています。の「消費生活アドバイザー」  
相談員は、事業者に比「サー」③財団法人日本  
べて情報や交渉力が不消費者協会の「消費生  
十分な消費者を支援活コンサルタント」で  
し、公正な立場で相談す。このうち、県内に  
に感じています。配置されている消費生  
消費生活の相談に必活相談員が最も多く持

## 消費生活相談員とは

要なのは専門的  
な知識と経験で  
す。それを有す  
る者として持っ  
ていることが望  
ましい資格は3  
種類あります。  
①独立行政法人  
国民生活センタ  
ーの「消費生活  
専門相談員」②

要なのは専門的  
な知識と経験で  
す。それを有す  
る者として持っ  
ていることが望  
ましい資格は3  
種類あります。  
①独立行政法人  
国民生活センタ  
ーの「消費生活  
専門相談員」②  
に關わる一般常識に加



## 公正な立場でアドバイス

え、民法や訪問販売な  
どを規制する特定商取  
引法などの基礎的な法  
律知識、さらに経済や  
商品・サービスに関わ  
る幅広い知識も必要と  
されます。  
相談内容は日々、複  
雑化しています。相談  
業務に携わる相談員に  
も高度な知識と能力が  
求められるようにな  
り、重要性を増してい  
ます。県は、市町村と  
協力して消費生活相談  
窓口の充実を努めてい  
ますが、県内では資格  
を持っていない相談員が  
不足しています。今後  
も有資格者の増加が望  
まれるため、再就職や  
キャリアアップを目指  
す方、消費生活相談員  
としての就労を希望す  
る方は積極的に資格取  
得を目指してみたい  
かがでしょうか。  
消費生活専門相談員  
試験については、アイ  
ネス消費生活班(☎0  
97・534・203  
8)に問い合わせてく  
ださい。  
また、不安を感じた  
りトラブルが生じたど  
きは、住まいの市町村  
の消費生活相談窓口や  
アイネス消費生活相談  
電話(☎097・53  
4・0999)に相談  
してください。

え、民法や訪問販売な  
どを規制する特定商取  
引法などの基礎的な法  
律知識、さらに経済や  
商品・サービスに関わ  
る幅広い知識も必要と  
されます。  
相談内容は日々、複  
雑化しています。相談  
業務に携わる相談員に  
も高度な知識と能力が  
求められるようにな  
り、重要性を増してい  
ます。県は、市町村と  
協力して消費生活相談  
窓口の充実を努めてい  
ますが、県内では資格  
を持っていない相談員が  
不足しています。今後  
も有資格者の増加が望  
まれるため、再就職や  
キャリアアップを目指  
す方、消費生活相談員  
としての就労を希望す  
る方は積極的に資格取  
得を目指してみたい  
かがでしょうか。  
消費生活専門相談員  
試験については、アイ  
ネス消費生活班(☎0  
97・534・203  
8)に問い合わせてく  
ださい。  
また、不安を感じた  
りトラブルが生じたど  
きは、住まいの市町村  
の消費生活相談窓口や  
アイネス消費生活相談  
電話(☎097・53  
4・0999)に相談  
してください。

(県消費生活・男女  
共同参画プラザ)アイ  
ネス)